

第3号議案

関西広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

関西広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月28日提出

関西広域連合広域連合長 三日月 大造

関西広域連合条例第 号

関西広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 関西広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例（令和元年関西広域連合条例第1号）の一部を次のように改正する。

第22条第4項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に改める。

第24条の2第4項中「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

6

第3号議案

別表第1（第13条関係） 給料表

職務の級	1級	2級	職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額	号給	給料月額	給料月額
	円	円		円	円
1	195,800	242,000	33	242,000	277,400
2	196,900	243,300	34	242,900	278,200
3	198,100	244,700	35	243,800	279,000
4	199,200	246,100	36	244,800	279,600
5	200,300	247,500	37	245,800	280,300
6	202,000	248,900	38	246,700	281,100
7	203,600	250,300	39	247,600	281,800
8	205,200	251,700	40	248,400	282,500
9	206,700	253,100	41	249,200	283,200
10	208,400	254,300	42	249,900	283,900
11	210,000	255,600	43	250,500	284,600
12	211,600	256,900	44	251,100	285,300
13	213,100	258,100	45	251,800	286,000
14	214,800	259,300	46	252,400	286,600
15	216,500	260,500	47	253,000	287,300
16	218,200	261,700	48	253,600	287,900
17	219,400	262,800	49	254,100	288,600
18	221,000	263,900	50	254,700	289,200
19	222,600	265,000	51	255,300	289,900
20	224,100	266,100	52	255,800	290,600
21	225,600	267,000	53	256,200	291,100
22	227,200	268,000	54	256,600	291,700
23	228,800	269,000	55	256,900	292,300
24	230,400	270,000	56	257,200	293,000
25	232,000	271,000	57	257,500	293,600
26	233,700	271,900	58	257,800	294,200
27	235,000	272,700	59	258,100	294,800
28	236,300	273,600	60	258,400	295,500
29	237,600	274,400	61	258,700	296,100
30	238,700	275,200	62	259,000	296,700
31	239,800	276,000	63	259,300	297,200
32	240,900	276,700	64	259,600	297,700

職務の級	1級	2級	職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額	号給	給料月額	給料月額
	円	円		円	円
65	259,900	298,200	96		308,700
66	260,200	298,800	97		308,900
67	260,500	299,300	98		309,200
68	260,800	299,900	99		309,500
69	261,100	300,300	100		309,900
70	261,400	300,800	101		310,100
71	261,700	301,300	102		310,400
72	262,000	301,900	103		310,700
73	262,300	302,400	104		311,000
74	262,600	302,800	105		311,200
75	262,900	303,100	106		311,500
76	263,200	303,400	107		311,800
77	263,500	303,600	108		312,100
78	263,800	303,900	109		312,300
79	264,100	304,100	110		312,600
80	264,400	304,400	111		313,000
81	264,700	304,600	112		313,300
82	265,000	304,800	113		313,500
83	265,300	305,100	114		313,700
84	265,600	305,300	115		314,000
85	265,900	305,600	116		314,400
86	266,200	305,800	117		314,600
87	266,500	306,100	118		314,800
88	266,800	306,400	119		315,100
89	267,100	306,700	120		315,400
90	267,400	307,000	121		315,700
91	267,700	307,300	122		315,900
92	268,000	307,600	123		316,200
93	268,300	307,800	124		316,500
94		308,000	125		316,800
95		308,300			

第2条 関西広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第4項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

第24条の2第4項中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の関西広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例（以下「新給与条例」という。）別表第1の規定は令和7年4月1日から、新給与条例第22条第4項及び第24条の2第4項の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 新給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の関西広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新給与条例の規定による給与の内払とみなす。